

「明石市立ふれあいの里魚住 排水圧送ポンプ取替修繕」

特記仕様書

1 修繕場所

- (1) 明石市魚住町西岡367-4 ふれあいの里魚住

2 修繕目的

- (1) 本修繕は、ふれあいの里魚住の老朽化した排水圧送ポンプを取替修繕、その他付属工事をしようとするもの。

3 修繕期間

- (1) 契約の翌日から令和8年1月31日まで。
(2) 工期は第4日曜日を含む2日間とする。

4 修繕内容

- (1) 汚水排水ポンプ取替修繕工事、その他付属工事
- ・型式「80DV2 61.5A」で2台とし、2台の交互運転とする
 - ・電源配線接続替えて、既設配線を使い接続を行う場合は、合成樹脂モールド工法等の防水性能を有する工法にて接続を行うこと
- (2) 槽内浚渫作業
- (3) 槽内高圧洗浄
- (4) 撤去その他工事
- (5) 諸経費
- 諸経費には、養生費、撤去廃材処分費、耐圧テスト等試運転費、交通運搬費、荷揚げ費等、本修繕に必要な経費を全て含むものとする。

5 費用負担

- (1) 本修繕施工に必要な各種機材及び消耗品等は、全て受注者の負担とする。
(2) 受注者が、当施設において業務中に負傷等の事故にあった場合は、全て受注者の責任とする。
(3) 受注者が、業務中に当施設の設備等に損傷を与えたときは、受注者はその箇所を原形どおりに修復すること。

6 修繕料の支払

- (1) 修繕業務完了後一括支払いとする。

7 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに担当技術者を本市に派遣し、市職員及び指定管理者職員と仕様書及び図面に基づき本修繕の詳細な技術的打合せを行うこと。
(2) 本修繕施工において、指定管理者職員及び他の点検委託業者等との工程調整については、誠意を持って取り組むこと。
(3) 本修繕施工日における就業時間は、原則として第4日曜日を含む2日間の午前9時から午後5

時までとし、修繕施工毎に後片付け及び清掃を行うこと。なお、午後5時以降の作業、停電を伴う作業、騒音及び振動を発生する作業等については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。

- (4) 施工にあたっては必要に応じて交通誘導員を配備し、通行人及び車両の往来に注意を払うものとする。
- (5) 本修繕施工に必要なユーティリティーは、無償支給する。なお、詳細については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。
- (6) 本書は、修繕施工の大要を示すものであり、本書に記載なき事項であっても、明石市が本設備の維持・管理上必要と認めた事項については、契約金額の範囲内において受注者はこれを実施しなければならない。
- (7) 建設業法等法令違反とならないよう十分注意すること。